

10月31日(木)は市県民税第3期の納期限です!!

市税納期カレンダー

期別	税目	固定資産税	市県民税	軽自動車税
第1期		4月30日	7月1日	5月31日
第2期		7月31日	9月2日	
第3期		12月25日	10月31日	
第4期		2月28日	1月31日	

納め忘れのないよう納期限内での納付をお願いします。

都合により納付できない場合は、**随時納税相談**を受け付けておりますのでご連絡下さい。

県税事務所と宜野湾市が共同で**滞納整理を行うこととなりました。**

納付する資力があるにもかかわらず、市税を引続き滞納する方に対して法律に基づいた調査の上、財産(預貯金・給料・不動産・自動車等の動産その他)の差押等を行うことがあります。

自動車等
タイヤロック
強化月間



タイヤロック
の一例

問合せ・納付に関するご相談は 納税課 ☎893-4411 内線246~255

国民年金保険料の納め忘れはありませんか?

国民年金保険料の納め忘れがあると、老後の生活の支えとなる老齢基礎年金の受給額が少なくなり、場合によっては年金が受けられなくなることがあります。また、万一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合もあります。今一度、納め忘れがないか確認しましょう!

保険料の納付が難しい場合は、必ずご相談ください!

問合せ：市民課年金係 ☎893-4411(内線114・117)



日本年金機構より「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます

【国民年金保険料の納付時期】	【社会保険料控除証明書の送付時期】
平成25年1月1日～9月30日に納付	11月上旬に日本年金機構より送付
平成25年10月1日～12月31日に今年はじめに納付	翌年の2月上旬に日本年金機構より送付

- ※ 年末調整や確定申告の際には、証明書(又は領収書)の添付が必要です。大切に保管を!
- ※ ご家族の国民年金保険料を納付した場合、ご本人の社会保険料控除に加えることができます。

問合せ：控除証明書専用ダイヤル ☎0570-070-117 PHS電話の場合 ☎03-6700-1130
(受付期間 平成25年11月1日～平成26年3月14日)

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納付はお済みですか?

項目	納付期限	期別
国民健康保険税	10月31日(木)	第4期分
後期高齢者医療保険料	10月31日(木)	第4期分

○便利です!口座振替

一度手続きいただくと金融機関があなたに代わって納期限の日に自動的に納付する制度です。納め忘れがなく大変便利です。ぜひご利用ください。

都合により納付できない場合は、随時納付相談を受け付けておりますのでご連絡ください。

問合せ・納付に関するご相談は 国民健康保険課 滞納整理係 ☎893-4411 内線142~145